

福井県産ブランド魚ロゴマーク使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県産水産物の認知度向上と消費拡大のために福井県農林水産部水産課（以下、「県」という。）のホームページに掲載した各福井県産ブランド魚のロゴマークの使用に関して、必要な事項を定めたものである。

(定義)

第2条 各ロゴマークを使用できる福井県産ブランド魚（県ホームページに掲載）とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県内で水揚げされ、規格を満たした活・生鮮魚介類
- (2) 前号の水産加工品であって、且つ前号を主な原料とするもの

(使用の届出)

第3条 各ロゴマークを使用しようとする者は、福井県産ブランド魚ロゴマーク使用届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を県に提出しなければならない。ただし、次号に該当するときは、この限りでない。

- (1) 県が制作した物品を使用するとき。
- 2 前項の規定による届出は、届出書に当該届出に係る物品等の完成見本を添付して県に提出するものとする。ただし、完成見本の提出が困難な物品等については、当該物品等が確認できる写真等を添付するものとする。

(変更の届出)

第4条 使用者は届け出た内容を変更しようとするときは、福井県産ブランド魚ロゴマーク使用変更届出書（様式第2号）を県に提出しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届け出た内容の範囲内でロゴマークを使用すること。

(2) 各福井県産ブランド魚のロゴマークデザインマニュアルに規定するデザインにより使用すること。

(3) その他県が特に必要と認めること。

(使用の差止め)

第6条 県は、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用を差し止めることができる。

(1) 第5条の遵守事項に反するとき。

(2) 使用者独自のマーク、商標、意匠等に相当するものとして独占的に使用されると認められるとき。

(3) 法令に反し、または反するおそれがあると認められるとき。

(4) 政治活動、宗教的行事等に使用される時。

(5) 福井県及び福井県産ブランド魚のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。

(6) 福井県産ブランド魚に該当しない食品に関してロゴマークを使用していると認められるとき。

(7) その他ロゴマークの使用が適当でないとき。

2 県は、使用者が前項の規定によりロゴマークの使用を差し止められ、これによって使用者が損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。